

# 信仰に關する家紋

沼田頼輔

我々の用ゐる家紋の起原を尋ねて見ると、種々の意義から作られてあるが、中にも信仰の關係から用ゐられてあるものが、比較的多くあるから、これに就いてその大要をお話して見ようと思ふ。さうして、この信仰と申しましても、神様の信仰もあれば、佛様の信仰もあり、耶蘇教の信仰もあり、儒教の信仰もあり、其他禁厭マシイの如きも亦一ツの信仰と見て宜しいかと思ふ。そこで先ツ信仰に關する家紋の事をお話するにつきても、是等の種類につき、それ／＼一二の例を擧げてお話することゝ致します。

先ツ神様に敬意を拂つて神様の信仰に關する家紋についてお話し致しますが、諸君の御承知の如く、我國は神國と申しまして神様の信仰は太古から行はれたものでありまして、家紋の如きも、神社に關するものが最も多いのである。例へば加藤氏の用ゐた千木勝男ちぎかつをす木紋、大岡氏の用ゐた玉垣紋、鳥居氏の用ゐた鳥居紋、小出氏の用ゐた額紋がく、鈴木氏の用ゐた幣紋、宇作美氏の用ゐた瓶子紋へいじ等は、いづれも神社關係の物であるから、矢張これを神聖の物と認めて家紋としたものと思はれる。勿論これは信仰といふのではないが、神様に關係あるものは、神聖の物であるから神聖の物は、自然に敬意を拂ふといふ考か

らこれを用ゐられたものと思はれる。唯、神社に關係あるといふのみでさへこの通りであるから、まして己が信仰する神様に直接關係あるものゝ如きは、當然これを家紋として用ゐたのである。例へは加茂神を信仰したもの、又これに奉仕したものが葵紋を用ゐ、天満宮を信仰したものが梅鉢紋を用ゐ、大三角島神を信仰したものが折敷せしきに三文家紋を用ゐ、諏訪神を信仰したものが穀葉紋カシノハを用ゐ、熊野權現を信仰したものが竹柏紋たけがきや鳥紋からすを用ゐるが如きはこの例である。今この中に就いて世人が餘り知らない所の鳥紋に就いて少し委しく話して見やうと思ふ。これをお話する前に先づ神様には神使カミハシメといふものがあることを話して置く必要がある。

抑々神使と申すものは、我々人間が奴婢を使役するやうに神様にも使役せられるものがある云ひ傳へられてある。いづれも神に緣故ある禽獸蟲魚を以つてこれを當てゝ居る。さうしてこの神使として最も知られたものは、八幡の鳩、愛宕の鳶、氣比の白鷺、春日の鹿、日吉の猿、稻荷の狐、辨財天の蛇、松尾の龜、熊野の鳥等は最も世人に知られたものである。

鳥紋は熊野權現の信仰から來た紋であつて、これを用ゐるものは、概して鈴木氏である。尤も鈴木氏の外に、土居氏も用ゐて居るのであるが、この土居氏も、もとは熊野の鈴木黨からでたものである。

抑々鳥を熊野の神使と認めることゝなつたのは、神武天皇東征の御時、靈夢にあつて八咫鳥ヤタカラスを嚮導すとせられたことに本づいたやうである。武家時代誓紋の神文を認める謂はゆる熊野午王の如きも、七十五

羽の鳥の形をしたもので文字が記されてある。さうして、如何にして鈴木氏がこの鳥を家紋と定めたかといふと、元來鈴木氏は、熊野から起つたものであつて、熊野權現と密接の關係があつたことは寛永諸家系圖傳には、鈴木氏に就いて、左の如く記されてをる。

孝昭天皇五十三年化人あり、岩基隈の北、新の御山におゐて、十二所權現じよはにそごんげんを崇めたまつる、これを新宮と號す。垂跡の初、權現龍蹄に乗じて、千尾の峰に降臨す。奉幣の司氏人をめさるときは、漢の司符將軍眞俊すゝみ出、權現を新宮鶴原明神の前、十二本の榎木のもとに勸請したてまつる。これによりて榎木えんぼの姓をたまはる。二男基成猪子ならびに餠餅をたまはる。これによりて、丸子の姓をたまはる。三男基行御株として稻をすすむ、これによりて穗積をたまふ。是より嫡子眞俊を榎木と號し、二男基成を宇井と號し、三男基行を鈴木と號し、神社に仕へたまつる。

右の説は、もとより正史に見えてない。日本紀や、姓氏錄せいしりくには、穗積氏は櫛玉くしたま神饒速日命ニギハヤヒノミコトの後から出たものとしてあるから、この説が正しいかも知れぬが、兎も角鈴木氏が熊野の神人であつて、上古から此地方に住居したことは疑ひない事實であつて、参考源平盛衰記にも、亦左の如く記してある。

白河院熊野御參詣ノ時、此ノ山ニハ別當アリヤト御尋ネアケルニ、イマダ候ハズト申シケレバ、爭テサル事有ルベキトテ、別當ノ器ヲ尋ネラル。爰ニウイ黨、スベキ黨ト申スハ、權現摩伽佗國ヨリ我朝へ飛渡シ時、左右ノ翅ト成テ渡リシ者ナリ。是ニ依リテ、熊野ヲバ我々、ニ管領シテ、又人ナクゾ

振舞ケル。

右の書中にあるウイ黨とあるは、即宇井黨で、ス、キ黨とあるは、鈴木黨の事である。尙ほ盛衰記の記す所について見ると、熊野權現の別當は、鈴木黨によつて置かれ、而もその別當教眞の妻は、當時武人として中央政府に權威を有して居つた源爲義の女であつて、保元の亂に熊野別當が一萬の大軍を催うして爲義を應援した時、左近將監鈴木重邦も、亦爲義に屬し、其子庄司重倫は、平治の亂に爲義の子義朝に屬して、京都に討死し、重倫の子三郎重家、龜井六郎重清は、いづれも義朝の子義經に屬して、高館に討死したのであるが、尙ほ鈴木黨は熊野に残りて、熊野權現の崇拜盛なるに當つて、その一門は全國に蔓つて、今は全國各地にこの苗氏を見ざるはないのである。さうして、この苗氏のもは、大抵穂積氏から出たといふ關係で、稻穂紋と、熊野權現の關係から竹柏紋と鳥紋とを用ゐて居る。但、三河の鈴木氏は下藤丸紋を用ゐて居るが、これは別に理由があるのであるが、爰に關係がないから畧すること、しました。

序に云ふべきは竹柏紋も亦熊野權現の信仰から始まつたものであることは、この紋を用ゐるものも、亦鈴木氏に限られてあるので知られる。竹柏が如何にして熊野權現に關係あるかといふに、神に神使があると同じく、神社には神木といふものがある。興福寺の僧徒が春日の神木を奉じて朝廷に嘯訴したことは人の能く知つてゐることである。熊野權現が竹柏を神木と認めたことは、既に藤原氏時代の事で、古

今著聞集に次の如く記されてある。

熊野へ詣で畧別當いかでかくばかりの事に纏頭まいらせんとて、なぎの葉を一枚奉りけり夢さめて見るに、まさしくなぎの葉手に有けり、まもりに籠てぞもたれたりける。

この記事に就いて見ると、竹柏の葉を護符としたことが知られてある。又、夫木知歌抄、御鳥羽院御詣の時、本宮三首歌の中定家卿の詠める歌に

ちはやふるくまの宮のなぎの葉をかはらぬ御代のためしにぞひく

とある。其他、増鏡五内野宮の條辨内侍の歌に

おりかざすなぎの葉風のかしこさにひとりみちぬる小車の跡

などとあるも、これも熊野御幸の時を詠んだものであつて、竹柏の葉は熊野權現の神木と認められたことは、右の如く名高いのである。竹柏を神木とすることは、この熊野ばかりでなく、本朝俗諺志には、伊豆權現にてもこれを神木とすることが記され、又用捨箱にも、淋敷座之慰慶長延寶間の俗歌集にも記されて、名高いのである。前にも陳べた春日の神木は、何であつたか詳でないが、今も春日山春日神社の後には、竹柏の自然林があるから疑もなく、この竹柏を神木としたものかと思はれる。されば熊野權現と密接の關係ある鈴木氏が、その神木とせるこの竹柏の葉を家紋と定めたことは、當然の事であると思ふ。

次に佛様の信仰から家紋を用ゐることについてお話ししますが、これは神様ほど澤山はない、卍とか、

輪寶紋りんぼうもんとか、雲版紋うんぱんもんとか、無字紋むじもんとか、實に僅かしかないのであるが、その中で輪寶紋について聊述べて見ようと思ふ。

輪寶 *Chakra* とは、轉輪聖王の感得した寶器の一であつて、聖王の徽章しんがである。さうして、この紋に金銀銅鐵の區別があつて、その方に大小の相異があるが、佛家にてはこれに縱轉應導感伏一切の諸徳を具備して居るものとしてある。さうして聖王の遊行する時には、この輪寶が自ら前進して、大地の凸凹を平かにして、一切の障礙を破碎する至大の威力を有して居るものと見做されてをる。俱舍論に、

王○中 升高臺殿しんこうたいだん臣僚輔翼しんりょうほよく 東方忽有金輪寶現とうほうこくうきんりんぼうげん、其輪千輻そのりんせんぷく、具足鞞輞きそくぎんぎょう、衆相圓淨しゆさうえんじやう如巧匠成云々。

とあるが、即ちこの輪寶を申したものである。又右の如く百般の障礙を破碎して前進する威力を有して居るものとしたので、佛說法の形容詞ともなつて、轉法紋 *Dharma Chakra* と云ふ語もある。さうして、この輪寶は佛敎の原始時代には *卍* と同じく、佛の輪章として崇拜したものであることは、印度古代の彫刻中にも、往々これを徴證すべき資料がある。現存せる輪寶としては、佛陀迦耶摩訶菩提寺の石垣バルフートの佛塔石柵門、サンチの石柵門などに彫刻せられてある。而して是等の輪寶を見るに、いづれも臺座の上に安置せられて、その周圍に天人 *Devata*、或は善男善女が禮拜供養して居るのを見ると、寧裝飾的といふよりも、信仰的の紋章と認めることが至當である。

輪寶に就いて、泰西の學者はこれに種々の見解を下しピンコット (*Pincoff*) 氏は輪廻轉生の徽章であ

つて永遠無窮の眞理と萬能を代表するものとし、リシユエル (R. Sewell) 氏は、輪寶を以つて太陽に對せる思想より起るものとし、シケス (Sikes) 氏は精神的並に現實的勢力を聯想せるものであると云うて居るが、多くの佛者は、これを以つて祈願を助けるものとし、祈禱文をこれに張り付けて、早く廻轉するときは、その廻轉の早きほどそれだけ早く祈願を達し、従つて罪惡の消滅も、一層早く成就するものとしてある。

支那日本に於ける輪寶は、佛敎の東漸と共に印度から傳へたものであるから、従つてこれと意義を同うしてあることは勿論であるが、中にも祕密佛敎では、一字金紋その他の三摩取形と説き、或はこれを灌頂道場に用ゐる密具として尊重して居る。

本邦に於いて輪寶の最も古きものは奈良藥師寺の佛定石に刻まれてあつて、少くとも飛鳥時代のものである、榮華物語花山院の條に。

さても花山院は三界の火宅を出でさせたまひ、四衢道のなかの露地におはしましあゆませ結ひつらん  
御足のうらには千輻輪の文おはしまして、御足の跡はいろくの蓮ひらけ、御位上品上生にのぼらせ  
給はんはしらす。

とある右の書に千輻輪とあるは、即ちこの輪寶の事である。

輪寶を家紋に用ゐた理由は、輪寶に施轉應導威伏一切の諸徳を具備するといふ事と、自ら前進した大

地の凸凹を平かにし、且一切の障礙を破砕するといふ尙武的の意義あることが、自ら武士の嗜好に適したるが上に、密教の要具として尊重せられたことが、この宗旨を信仰するもの、ために家紋に擇ばれることとなつたのである。何となれば、この紋章を用ゐるものは、いづれも三宅氏であつて、さうしてこの三宅氏が苗字の地として起つた備前兒島即三宅庄は、聖護院に屬する修驗道の久しく根據を占めた所である。修驗道には法器として、この輪寶を用ゐるものである。即ち笈にも又鈴懸にもこれを徽章として附けるのであるから、久しくこの地に居住し、これを信仰して居つた三宅氏が、これを家紋に用ゐることは、この關係から來たものと思はれる。

次に耶蘇教の信仰から十字架の家紋を用ゐたものには、中川、池田、立花等の諸氏がある。島津氏の十字紋を、耶蘇教の信仰から來たものであるといふことは全く誤であるから、これは次に陳へることとする。

耶蘇教の日本に傳來したのは、天文十八年であつて、其後、非常な勢力を以つて全國各縣に廣まつたもので、當時の諸大名にはこれを信仰したものが、中々多かつたのである。その中でも、攝津は耶蘇教の信仰の多かつたところで、高山、中川、池田、能勢等此國の豪族は、大抵これを信仰したものである。そこで今日もこの國から起つた中川、池田の二氏は、今も十字架の紋を用ゐて居る。中川氏の紋は一に中川久留子と云つて、謂はゆる Cross Patent に屬する十字架で、これに輪廓を添へたものである。中

川氏の本紋は抱柏であるが、これは替紋として用ゐたものである。さうしてこの紋は會堂に用ゐた鐘から取つたやうである。中川氏の舊領地であつた今の太分縣竹田町に、縣社中川神社といふがある。この社は、中川氏の祖先であつた瀬兵衛清秀を祀つた社で、この社に西班牙傳來の鐘がある。その銘に *Sainchago Hospital* と記してある、この鐘に *Cross Patent* の紋がある、中川氏の紋は疑なくこれから來たものと思はれる。次に池田氏のであるが、池田家ではこれを祇園守ぎゐんしゅの紋と云つて居る、池田家の祖先は、もと攝津に居つて、高山、中川氏と同じく、耶蘇教の信者であつた所から考へて見ると、この紋は矢張耶蘇教關係のものであつて、*St Andrews* の十字架である。この十字架は *Cross sathier* とも云つて、故露國帝國軍艦旗など用ゐられるものと同様の形である。祇園守は、この十字架を骨子として、これに何だか譯の分らぬものを附け加へてある。昔から、この紋は怪しものであると睨まれたものと見て、紋所辨と云ふ書物には、この紋に付いて、次の如く論じて居る。

近世京染紺屋にも、何ぞ珍敷加賀紋を染め出さんと工夫して、何やら唐花にもあらず、其譯しれぬ祇園守のくはくの多き花を見る様にてあり、その姿さりとてはからぬ紋を染め出し、是をうつくし見事なりと着する人多し。我しれる女房も、丁子茶縮緬に金糸にて右の紋所を縫せて着しける故、予その女にいつて申けるは、其紋は其元の親の定紋にてもなし、尤夫家の紋にてもなし、如何して付けしなといへば、あまりうつくしさにといふ、是れ女の愚癡のする所なり。不知うへは是非もなし。其譯を

申聞けん、必以來此紋を付くべからず、是は絲車といふ紋にて百年跡までは付し人もあり、小西攝津守行長が旗さし物は、此糸車を付しとかや申傳ふ寛水十四年肥前國天草にも渡部の誤か四郎大夫時貞といへる切支丹の大將の付けし紋也。切支丹天帝の本尊は此糸車を定紋とする也。切支丹御制禁後、此紋を付る人なし若此紋付る人は切支丹なるべし、かならず御無用にて被致と異見してければ、此女大きに身震して恐れその小袖を焼捨てけり。

隨筆甲子夜話カッの編者たる松浦靜山侯も、この祇園守について一話を掲げて居る。この話に據ると、或日

靜山が松中冠山鳥取池田家支封に祇園守の事を尋ねると、冠山の云ふには、この紋はもと耶蘇教の天主の紋であ

つたのを、天主教が御制禁となつたので、これを憚り、天主の主の一點を取つて天王とし、即ちこれを牛頭天主まじゅうの守入まもりいれに擬へたのであると記してある。祇園守が耶蘇教關係の紋であるといふことは、疑ないことと思はれる。尙ほ池田家にはこのアンドリウの十字架紋の外に Cross Fleury の十字架紋をも用ゐたのである。Fleury とは Fleur de Lis の事であつて、花形をした十字架である。寛永版の指物目錄には池田備中守の指物の紋にこれが書かれて、明曆の書入はこれをクロウツスとある。クロウツスは十字架の義である。尙「鳴海潟なるみ」と云ふ紋様を輯めた書物に、池田棋紋としてこの紋様が記されてある。是等の事實から考へて見ると、池田家の家紋耶蘇教關係から來たものに相違ないのである。

次に儒教關係の紋であるが、これは徳川中世以後儒教の勃興した後の事であるから、割合に少い。そ

の中でも或は天圓地方とか、或は乾卦と易に關したものが多く、彼の新田足利氏の家紋として名高い大  
中黒及引兩の紋の如きも、太平記袖山合戦の條にある天野民部大輔の説に従へば、これも易説から出た  
やうであるが、少し位お話ししたとて分らぬから止めて置く。殊に突飛なのは井田せいでんの紋である。これも漢  
學かぶれの影響を受けたもので、寛永諸家系圖傳には二膳箸の打違としてあるが、この二膳箸を方形の  
中に打違とすると、恰度ちやうど孟子などに見わた周代の、田地區分法の井田に似て居るので、後にはこれを唐  
めかして、かく改名したものだと思はれる。

次に述べべきは、禁厭に關する紋であるが、これも迷信の行はれた結果として相當あるのである。そ  
の一例を挙げると十文字紋、阿部晴明印紋などは、その中でも名高いものである。十字紋を用ゐたので  
名高いのは、島津家であるが、徳川時代にあつて、この十文字に輪廓をつけたので、その形が轡のやう  
な形となつたので日本紋章の研究として名高いStrohl氏の如きは、これを馬具に轡に象つたものとして  
居る。又、その形が十字架に似て居るので、而も耶蘇教の始りが薩摩であるので、これを十字架紋と考  
へるものが多いのである。第一高校講師である Ernestw. Clement 氏の如きは、その著「日本紋章に於  
ける十字架」に於いて、これを論じて居るのであるが、蒙古襲來繪卷を見ても、島津氏がこの紋を用ゐ  
て居つたのは、耶蘇教傳來以前三四百年も前の事である。又日本に耶蘇教を始めて傳へた St Francis  
Xavier の書翰集に據るも、當時ザヴィエルザヴィエルカゴアの總督に贈つた書面にも、この紋章が耶蘇教と何等の

關係がないことか記されてあるから、耶蘇教とは全く關係のあるものでない。

然らば彼の十文字紋は何であるかと云ふに、往古東洋に行はれた一種の呪符であつて、支那に於いては既に晋の時代に行はれたものであることか晋書何曾傳に見えてある、それが日唐交通の結果、日本に傳はり、鎌倉時代に既に日本に行はれて居つて十字の餅といふことか吾妻鑑に見えて居る。今も全國各地に、この十字の呪文を書くことか、尙ほ行はれて居る。琉球には藁で十字の形を作つてこれをサントと云つて居る。四國邊では、十字を書いて味噌などの腐敗を防ぐ呪として居る。山口縣の或る地方にては餅を喰ふに火箸で十字を書く眞似をする、これも亦十字餅の遺風であらう。武藏の日野地方では、餅を搗く時、臼の下に藁にて十字を作り、これを置いて後に産婦にこれを取らせて安産の呪として居る。秋田縣の或る地方では、兒童の夜間旅行するものに額ぬかに指にて十字を書いて魔除とする。島津氏の十文字紋は、この十文字の呪符から來たものに相違ない。又、阿部晴明印紋と云ふは☆如きものであつて、西洋ではこれを*Pentagram*といふ、ゲーテの詩集ハウスト篇にもこれを魔除の符としてある。日本の阿部晴明印紋も矢張この意味をもつて用ゐられたものである。

以上陳べた所は信仰に関する紋章の一二の例を示したのであるが、紋章を用ゐる意義は、この他に種々の意義から用ゐられたもので尙ほ澤山あるのである。是等の事は他日又機會があつたらお話しすることゝいたしませう (完)